

議案第12号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」とい

う。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)</p> <p>第2条の2 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに前条第1項第8号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内の地域に設置している<u>ものが</u> 新增設事業を実施する場合における同項第2号ア及びウの規定の適用については、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間、同号ア中「1億円」とあるのは「3,000万円」と、「10人以上」とあるのは「3人以上」と、同号ウ中「5人以上」とあるのは「<u>3人以上</u>」とする。</p> | <p>(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)</p> <p>第2条の2 <u>平成22年2月1日から平成25年3月31日までの間に</u> 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに<u>常時雇用労働者の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業に属する事業を営むもの</u>（製造業に属する事業又は当該事業に関連して営む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置している<u>者に限る。</u>）が新增設事業を実施する場合における前条第1項第2号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号ア中「1億円」とあるのは「3,000万円」と、「10人以上」とあるのは「3人以上」とする。</p> |

(補助金の交付等)

第3条 略

2 略

(補助金の交付等)

第3条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業（第2条第1項第2号アに掲げる業種に属する事業に係るものに限る。）のうち二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。）に対する企業立地事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に、家屋及び償却資産（二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に限る。）の取得に係る投下固定資産額（以下「投下環境有益固定資産額」という。）に3分の1を乗じて得た額（2億円を限度とする。）を加算した額を上限とする。この場合において、同表1の項の右欄に定める補助金の算出については、同欄の投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額を基礎とするものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち次の各号のいずれかに該当するもので知事が特に認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額（前項に掲げる事業に係る加算を行う場合にあつて

は、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額。
次項において同じ。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃
借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度と
する。）を加算した額を上限とする。

(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための
計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け
たもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業

(2) 先進的な技術又は県内の資源を活用する事業

(3) 著しい雇用の増加を伴う事業

5 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち二酸化炭素の
排出量の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造
に関する事業で知事が要綱で定めるものに対する企業立地事業補
助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資
産額（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の5を乗じて得
た額及び初年度賃借料（知事が要綱で定めるものに限る。）に100
分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）を加算
した額を上限とする。

6 前3項の規定により企業立地事業補助金の額の加算（以下この
項において「特例加算」という。）がなされる場合であって、当

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち次の表の左欄に掲げるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ次の表の右欄に定める額を加算した額以下とする。

| | |
|--|--|
| <p>1 第2条第1項第2号アに掲げる業種に属する事業で、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。）</p> | <p>家屋及び償却資産（二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に限る。）の取得に係る投下固定資産額（以下「投下環境有益固定資産額」という。）に3分の1を乗じて得た額（2億円を限度とする。）</p> |
| <p>2 次のいずれかに該当する事業で、知事が特に認めるもの （1） 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画におい</p> | <p>投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額。以下この表において同じ。）に100分の5を乗じて得た額及</p> |

該特例加算が2以上なされるとき企業立地事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に、当該2以上の特例加算それぞれにより加算される額の限度とされる額を合計した額を加算した額を上限とする。

| | |
|--|--|
| <p>て県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業</p> <p>(2) 先進的な技術又は県内の資源を活用する事業</p> <p>(3) 著しい雇用の増加を伴う事業</p> | <p>び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）</p> |
| <p>3 二酸化炭素の排出量の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業で知事が要綱で定めるもの</p> | <p>投下固定資産額（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料（知事が要綱で定めるものに限る。）の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）</p> |
| <p>4 大規模な災害によって現に有する工場等の操業が困難になっている者が行う新増設事業で知事が要綱で定めるもの</p> | <p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）</p> |
| <p>5 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発</p> | <p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃</p> |

生が懸念される地域に工場等を有する者（4の項に該当する者を除く。）が行う新增設事業で知事が要綱で定めるもの

借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）

4 前項の表1の項に該当する場合における第1項の表の右欄に定める額は、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額を基礎として算出するものとする。

5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、同項の表1の項から5の項までの2以上の項に該当する場合における企業立地事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に、第3項の表の該当するそれぞれの項の右欄に定める額を合計した額又は20億円のいずれか低い額を加算した額（初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は、当該初年度賃借料の額を限度とする。）以下とする。

6 略

7 略

8 略

7 略

8 略

9 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例第3条の規定は、平成23年3月11日以後に鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第1項第2号の知事の認定を受ける同号の企業立地事業（知事が別に定めるものを除く。）について適用し、当該事業以外の同号の企業立地事業については、なお従前の例による。